

基本構想・総合計画の策定方針について

1 基本的な考え方

現在の「新宿区基本構想」は、平成 19 年におおむね 20 年後の 2025 年（令和 7 年）を想定して策定された。また、基本構想に掲げる”めざすまちの姿”『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」の実現に向けた「新宿区総合計画」については、令和 9 年度までの計画となっている。このため、現在の基本構想は総合計画の最終年度である令和 9 年度までとし、新たな基本構想を策定する。

(1) 基本構想の策定

現在の基本構想の基本理念は尊重しつつ、その後の時代の変化を捉え、長期的な視点で、これからの新宿の道しるべとして、区が目指すべき将来像を明確にするとともに、区民と共有することを目的に、新たな基本構想の策定を行う。

（理由）

平成 19 年に現在の基本構想を策定してからこれまでの間、少子高齢化の進展とそれに伴う年齢構成のバランスの変化、首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性の高まり、気候変動に伴う大型台風や局地的集中豪雨の増加、国内外からの来街者の増加に伴う生活環境への影響、急速なデジタル化の進展など、区や区民を取り巻く環境は大きく変化してきた。そのため、新しい時代を見据えて区民等の意見を踏まえ、新たな基本構想を策定する必要がある。

①新たな基本構想の位置付けと議会の議決について

現在の基本構想が策定された当時の地方自治法第 2 条第 4 項では、市町村は、議会の議決を経て、基本構想を定めることが求められていた。現在の地方自治法は、基本構想の策定を義務付けていないが、基本構想は、区が目指すべき将来像を明確にし、長期的なまちづくりの重要な指針となることから、引き続き策定していく。

なお、基本構想は区の基本理念等を定めることから、区民の代表機関である区議会の議決を経て策定する必要があるとの認識のもと、「新宿区総合計画の議決に関する条例」を（仮称）「新宿区基本構想等の議決に関する条例」（案）に改正し、基本構想と総合計画の基本的な事項の策定は、条例を根拠に議会の議決事項とする。

②条例改正時期

令和 8 年第 2 回定例会に議案として上程する。

(2) 総合計画の策定

総合計画は、新たな基本構想に併せて策定する。

①総合計画の構成

総合計画は、基本計画と都市マスタープランの性格をあわせもつ計画とする。

②計画の期間

新たな総合計画の計画期間は10年間とする。(計画期間：令和10～19年度)

2 策定の視点

- (1) 社会状況の変化や新たな行政需要に的確に対応する。
- (2) 現在の総合計画の実績や取組状況を踏まえる。
- (3) 多くの区民の意見を聴取するため、ICTなど多様な手法を活用し、世代を超えて広く区民参画の機会を確保する。
- (4) 区民等と行政、それぞれが果たすべき役割が見えるものとする。
- (5) 新たな基本構想・総合計画と各種行政計画との関連性や一体性などについても示しながら、区民にとって分かりやすいものとする。

3 策定期等

(1) 基本構想

- ①想定期間 20年
- ②位置づけ 平成23年8月の地方自治法の改正により、策定の義務付けはなくなったが、引き続き基本理念、新しい新宿像を示し、これからの新宿のまちづくりの道しるべとなるものとして策定する。
- ③策定期期 令和9年12月を予定

(2) 総合計画

①基本計画

- ア 計画期間 10年
- イ 計画の構造 基本計画・実行計画の二層構造
- ウ 計画の性格 ●基本計画
 - ・区の10か年の基本目標とその達成に向けた道筋を示す。
 - ・社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容を包含する。
 - ・「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略としての内容を備えることで「人口ビジョン・総合戦略」を包含する。また、総合戦略ではデジタル活用が前提となっていることから「情報化戦略計画」についても包含する。

● 実行計画

- ・ 財政計画に裏づけされた事業計画とする。
- ・ 計画事業を明示する。

エ 策定時期

- ・ 基本計画 令和9年12月を予定
- ・ 実行計画 令和10年1月を予定

② 都市マスタープラン

ア 計画期間 20年

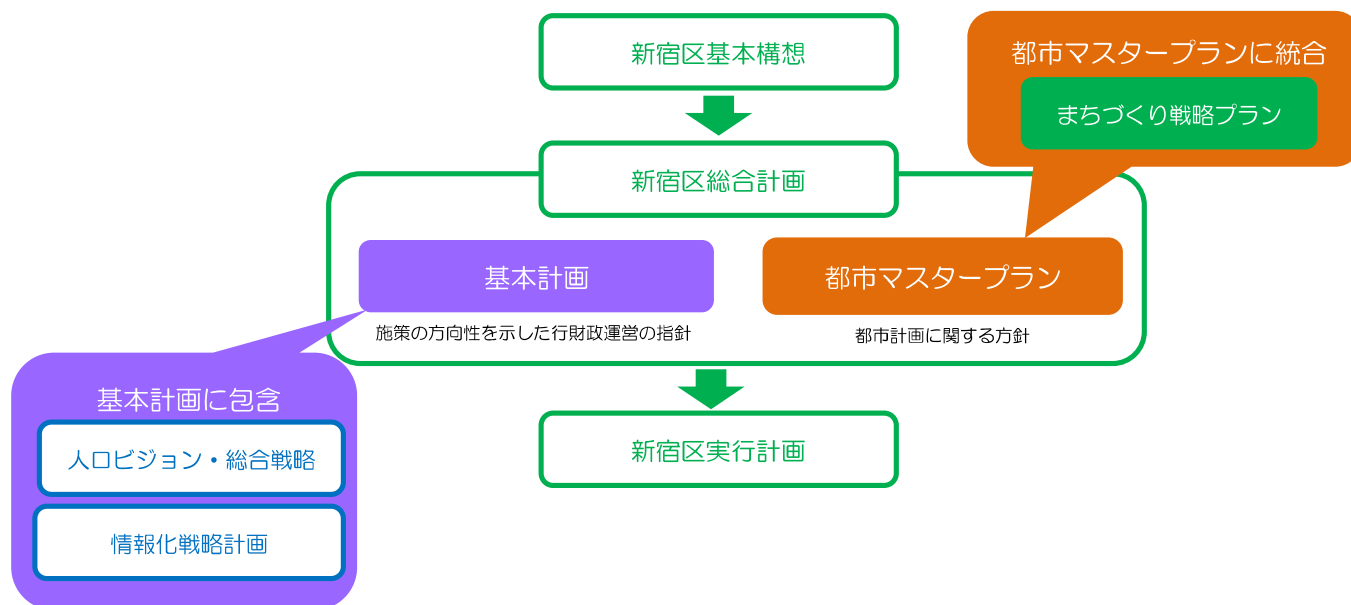
※但し、基本計画との整合性を図るため10年ごとに見直し

イ 計画の構造 主に、部門別まちづくり方針及び地域別まちづくり方針等

- ウ 計画の性格
- ・ まちづくりの将来像とその実現に至る道筋を示すものであり、区民や事業者等のまちづくりに関する諸活動に対する指導、誘導の指針となる。
 - ・ 10地域ごとの地域の特性やまちの将来像を地域ビジョンとして示す。
 - ・ まちづくり戦略プランの「課題別戦略」及び「エリア戦略」の考え方や方向性について、都市マスタープランに取り込む。

エ 策定時期 令和9年12月を予定

(3) 計画の体系図



4 策定方法

- (1) 新宿区基本構想等庁内検討委員会で策定を進める。
- (2) 新宿区基本構想及び基本計画に盛り込むべき施策のあり方については、新宿区基本構想審議会に諮問し、答申を受ける。
- (3) 新宿区都市マスタープランの策定については、新宿区都市計画審議会に諮問し、答申を受ける。

5 策定スケジュール（予定）

【令和7年度】

- (1) 令和8年2月～4月
町会・自治会等へのアンケート調査の実施

【令和8年度】

- (1) 令和8年4月～
新宿区在住者などを対象としたアンケート調査を実施
- (2) 令和8年6月 第2回定例会へ「(仮称)新宿区基本構想等の議決に関する条例」(案)を議案として提出
- (3) 令和8年6月 区民討議会の開催
- (4) 令和8年7月 新宿区基本構想審議会の設置
新宿区基本構想審議会及び都市計画審議会への諮問
- (5) 令和8年7月 しんじゅく若者会議（小・中学生の部、高校生の部）の開催
- (6) 令和8年11月 基本構想審議会及び都市計画審議会の骨子案に対する地域説明会、意見募集の実施
- (7) 令和9年2月 基本構想審議会及び都市計画審議会からの答申

【令和9年度】

- (1) 令和9年7月 次期新宿区基本構想及び新宿区総合計画の素案決定
- (2) 令和9年7月～8月
素案に対するパブリック・コメント、地域説明会の実施
- (3) 令和9年12月 第4回定例会へ「新宿区基本構想」(案)及び「新宿区総合計画」(案)を議案として提出